

岡本小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月

(平成31年4月改定)

南足柄市立岡本小学校

南足柄市立岡本小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わないだけでなく、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(2) いじめの定義

【「いじめ」とは】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(3) いじめに対する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早

期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めたすべての子どもに関係する問題である。
- ⑥いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑦いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触するものもある。

(4) 学校及び職員の責務

岡本小学校職員は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。「いじめ防止対策委員会」の機能は、「児童指導支援委員会」が兼ねます。

【いじめ防止対策委員会】

< 構成員 >

校長、教頭、教務、教育相談コーディネーター、児童指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、ハートフルスタッフ

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

< 活 動 >

- ① いじめの早期発見に関すること。（生活ふりかえりアンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

< 開 催 >

月1回（職員会議後）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、分かる喜びを味わわせ、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感と自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童が持てるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知します。

- ①児童理解を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高めること。
- ②道徳教育、人権教育を中心に、年間計画にもとづいて、教育活動全体をとおして計画的に指導すること。
- ③なかよし班活動、児童会活動等を活用し児童の自発的な活動を支援すること。
- ④教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識し、指導方法の工夫改善に努めること。
- ⑤学校全体で暴力や暴言を排除すること。
- ⑥いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発すること。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、保護者への啓発活動や情報モラル学習等を行います。

- ①所持率、利用内容等の状況を把握し、指導に役立てること。
- ②専門機関と連携した携帯教室等を開催し、保護者とともに研修する機会を設定すること
- ③常に新しくなる情報機器の機能やそれに伴う危険性について職員研修を行い、対応を身につけるとともに保護者への啓発を行うこと。

4 いじめの早期発見

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個別面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

(1) いじめの調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

※インターネットを通じたいじめについての質問項目を設けます。

※記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示します。

- 1) 児童対象 ・健康アンケート調査 毎月1回
 ・学校生活アンケート調査 年2回(7月・12月)
- 2) 個別面談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査 年2回(7月・12月)

(2) いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。

※面談等、児童と個別に接する中で、いじめを認知する時期、回数等を示します。

- 1) スクールカウンセラー、ハートフルスタッフの活用
- 2) 教育相談コーディネーターの保護者への周知
- 3) 相談室(保健室に置く)の整備と周知

(3) いじめの早期発見

- 1) 昼休み等授業時間以外でも児童の人間関係を定期的に観察し、変化を見逃しません。
- 2) いじめられている場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、思い当たるときは速やかに学校に相談する等の啓発活動を行います。
- 3) 地域の関係団体と連携をとり、地域活動での人間関係の変化など気付いたことを知らせてもらえるように依頼します。

(4) いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行います。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口【電話 74-2412】

- ◆ 各学級担任 ◆ 児童指導 ◆ 教育相談コーディネーター ◆ 教頭
- ◆ 教務主任 ◆ 養護教諭 ◆ ハートフルスタッフ ◆ 校長

(2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口

- ① 教育委員会教育指導課 【電話 73-8037】
- ② 市役所子ども課 【電話 73-8023】
- ③ 松田警察署生活安全課 【電話 82-0110】

(3) いじめの相談や通報の指導

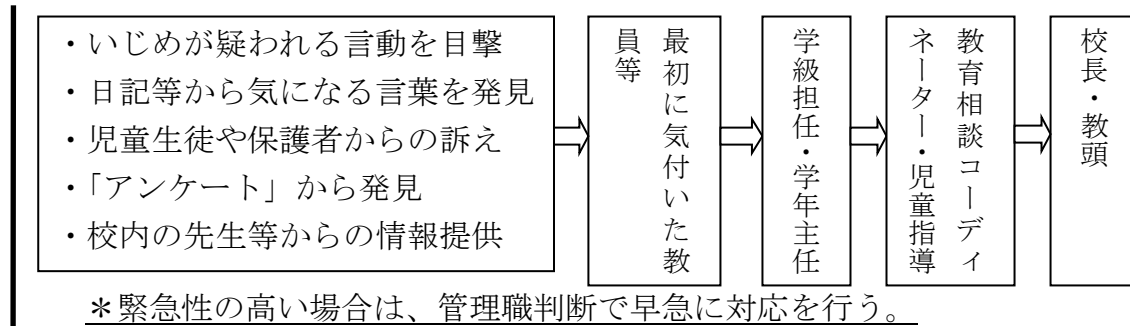
- ① 全校朝会や学級指導などで、人に話す勇気について指導します。
- ② 相談相手は学級担任だけではないことを説明します。
- ③ いじめられている子を必ず守ることを約束します。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報のキャッチ



2. 【いじめ防止対策委員会】の立ち上げ

校長、教頭、教務主任、教育相談コーディネーター、児童指導、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、ハートフルスタッフ等、事案に応じて編成します。

3. 【いじめ防止対策委員会】での協議

- ① 情報の整理、いじめの概要把握
- ② 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- ③ 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童生徒からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- ① いじめの内容、きっかけ、現状等の聴取
- ② 事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。
- ③ 複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ④ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

- ① いじめ被害者への対応

心のケア（スクールカウンセラーや関係機関との連携）や安心して学校に登校できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、励まします。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- 日記の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。

② いじめ加害者への指導・対応＜複数職員での対応・記録の保存＞

被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することも場合があります。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童と保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通して良さを認めプラスの行動に向かわせていきます。

※出席停止制度の生徒・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童生徒に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図ります。

③ 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けます。

② いじめ加害者の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(3) 関係機関との連携

警察への通報など関係機関との連携を図ります。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署などと連携して対処します。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることを全職員で周知します。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

7 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき：
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
 - ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒担任⇒学年主任⇒教育相談コーディネーター⇒教頭⇒校長
- ② 校長⇒南足柄市教育委員会教育指導課
 - ※緊急時には、臨機応変に対応します。
 - ※教育委員会への一報後、改めて文書で報告します。
 - ※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報します。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会の招集
- ② 教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

9 公表・点検・評価

- ① 学校のホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ② 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応をとります。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価します。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直します。